

○国立大学法人筑波技術大学授業料・寄宿料の免除及び徴収猶予等規程

〔平成17年10月3日  
規程第80号〕

最終改正 令和2年1月22日規程第2号

国立大学法人筑波技術大学授業料・寄宿料の免除及び徴収猶予等規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第76条第2項の規定に基づき、授業料の免除、徴収猶予及び月割分納（以下「授業料の免除等」という。）並びに寄宿料の免除に関し必要な事項を定める。

第2章 授業料の免除等

(授業料免除の対象者)

第2条 授業料免除の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科の学生（研究生、科目等履修生及び特別聴講学生を除く。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が基準を満たす場合
- (2) 当該学生の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等（授業料の各期の納入期限前6か月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）又は納期中に発生したもの）による家計急変のため、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合
- (3) 学業成績が優秀であると認められる場合、又は国立大学法人筑波技術大学学生の表彰に関する規程（平成17年規程第78号）第2条の規定により表彰された場合
- (4) 社会人として入学した場合
- (5) 私費外国人留学生である場合
- (6) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 前項による免除のほか、本学の学部の学生であって、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）による授業料等減免対象者として学長が認定した者について、授業料免除の対象者とする。

(授業料徴収猶予及び月額分納の対象者)

第3条 授業料徴収猶予の対象となる者は、本学の学部又は大学院研究科の学生であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が基準を満たす場合
- (2) 生計維持者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等による家計急変のため、授業料の納付が困難と認められる場合
- (3) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 特別な事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合において、納付すべき授業料の月額額は、年額の1/2分の1に相当する額とする。

(申請)

第4条 授業料の免除等の申請は、免除等を受けようとする者が、前期（4月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）分及び後期（10月1日から3月31日までをいう。以下同じ。）分のそれぞれについて設定する申請期間内に、別に定める手続により学長に対し申請することによって行う。ただし、第2条第1項第3号（学業成績優秀又は表彰された場合）に係る授業料の免除は、対象者からの申請を必要としない。

2 申請にあつては、第2条第1項第1号（経済的理由）及び第4号（社会人）又は第5号（私費外国人留学生）の両方に該当する事情がある場合、その両方に係る対象者としての認定を申請することができる。

3 申請にあつては、第2条第1項及び第2項の両方に該当する事情がある場合、その両方に係る対象者としての認定を申請することができる。

4 第2条に基づく授業料免除の申請をした者であつて、免除が不許可となり、又は一部免除が許可となったものは、納入すべき授業料の徴収猶予を、学長が免除の不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間に申請することができる。

（選考機関及び許可）

第5条 第2条及び第3条の規定による授業料の免除等は、学生委員会による選考を経て、当該期ごとに学長が許可する。

2 前項の選考に係る基準は、別に定める。

3 学長は、第4条第2項に基づく申請があつた場合、又は第2条第1項第1号（経済的理由）と第3号（学業成績優秀又は表彰された場合）の両方に該当する事情を認める場合は、第2条第1項各号における複数要件の対象者として免除を許可することができる。

4 学長は、第4条第3項に基づく申請があつた場合は、選考を経て、第2条第1項及び第2項の両方に係る対象者として免除を許可することができる。

（許可の取消し等）

第6条 授業料の免除等を許可された者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学長は、許可を取り消すことができる。

（1）免除、徴収猶予又は月割分納の理由が消滅した場合

（2）第4条に基づき行った申請の内容に虚偽の事実が判明した場合

（3）免除等を許可された期間内に、学則第80条に基づく懲戒としての停学（3か月未満のもの）又は訓告を受けた場合（ただし、第2条第1項第2号又は第3条第2号に該当する場合を除く。）

（4）免除等を許可された期間内に、学則第80条に基づく懲戒としての退学又は停学（3か月以上又は期限の定めのないもの）を受けた場合

（5）学業成績が著しく不良であると認められるものであつて、当該学業成績不良に災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められない場合

2 前項の規定により授業料免除の許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を速やかに納付しなければならない。

（1）前項第1号、第3号から第5号の規定により取り消された場合は、取消しの日の属する月から月割計算による額

（2）前項第2号の規定により取り消された場合は、免除された額

3 第1項第3号に該当する場合は、学長は、許可の取消しに替えて許可の効力を一定期間停止することができる。効力停止の期間は、当該処分日の属する月の翌月（当該処分日が月の初日に当たるときは、その月）から処分と同期間（1か月未満の停学又は訓告の場合は1か月）とし、効力停止を受けた者は、月割計算による当該停止期間中の授業料を速やかに納付しなければならない。

4 第1項第4号又は第5号の規定により授業料免除の許可を取り消す場合、学長は、当該処分日の属する学年（第1項第5号にあつては、当該学業成績に係る学年）の初日に遡って免除等を取り消すことができる。その場合、取り消された者は、既に免除を受けた当該学年4月以降の授業料を速やかに納付しなければならない。

5 第1項各号の規定により授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された者は、未納の全額を速やかに納付しなければならない。

（授業料免除の額）

第7条 第2条第1項第1号（経済的理由）、第2号（災害等による家計急変）及び第5号（私費外国人留学生）に係る対象者に対する授業料免除の額は、当該期の授業料の全額、半額又は一部とする。

2 第2条第1項第3号（成績優秀又は表彰された場合）に係る対象者のうち、学業成績が優秀であると認められる場合の授業料免除の額は、当該期の授業料の半額又は一部とする。また、同号に係る対象者のうち、表彰された場合の授業料免除は、当該年度の後期又は翌年度の前期の授業料の全額とする。

3 第2条第1項第4号（社会人）に係る対象者に対する授業料免除の額は、当該期の授業料の半額又は一部とする。

4 第2条第2項に係る対象者に対する授業料減免の額は、大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に規定された額とする。

5 第5条第4項の規定により、第2条第1項及び第2項の両方に係る対象者として免除を許可された者については、まず前項に基づく額を第2条第2項に係る対象者分として免除し、当該免除額を当該期の授業料全額から除した額について、第1項から第3項の規定に基づき全額、半額又は一部を、第2条第1項に係る対象者分として免除する。

（授業料免除実施可能額）

第8条 第2条第1項に定める対象者に係る授業料免除の免除実施可能額は、当該年度ごとに、学長が定める額の範囲内とする。

（授業料徴収の猶予）

第9条 第4条に基づき授業料の免除等の申請を行った者について、これを許可し、又は不許可とするまでの間は、当該申請者に係る授業料の徴収を猶予する。

2 授業料の免除等を不許可とした者又は半額若しくは一部免除を許可した者に係る授業料は、学長が不許可又は許可を告知した日から起算して14日以内において学長が指定する期間は、その徴収を猶予する。

3 第5条により徴収猶予が許可された者に係る授業料は、前期分については8月末日まで、後期分については2月末日まで、その徴収を猶予する。

（授業料の月割分納）

第10条 第5条により月割分納が許可された者に係る授業料月割分納は、当該期分ごとに許可するものとし、その納付期限は毎月末日とする。ただし、休業期間中に月の末日がある場合の当該月割分納額の納付期限は、当該休業期間の開始する日の前日とする。

（特別な場合の授業料免除）

第11条 授業料の徴収猶予を許可されている者が、学則第22条又は第57条に基づき退学を許可された場合は、月割計算により退学した日の属する月の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。ただし、徴収猶予許可期間満了と同日に退学を許可した場合は、その期の授業料全額を徴収する。

2 学生に休学を許可し、又は命じた場合は、月割計算により休学する日の属する月の翌月（休学

- する日が月の初日に当たるときは、その月)から復学する日の属する月の前月までの授業料を免除する。ただし、休学を許可され、又は命ぜられた日が授業料の当該期の納付期限経過後であり、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、免除しない。
- 3 授業料の未納を理由として、学則第23条第3号又は第58条第3号に基づき除籍した場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除する。
  - 4 死亡又は長期にわたる行方不明により、学則第23条第5号又は第58条第5号に基づき除籍した場合は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除する。
  - 5 徴収を猶予した授業料に係る延滞金は、その全額を免除する。
  - 6 第1項から第5項までに定める授業料の免除に当たっては、対象者からの申請を要しない。

### 第3章 寄宿料の免除

(寄宿料免除の対象者)

第12条 生計維持者の死亡・傷病・失職又は風水害等の被災等による家計急変のため、寄宿料の納付が困難と認められる場合、寄宿料免除の対象となることができる。

(申請)

第13条 寄宿料の免除の申請は、免除等を受けようとする者が、前条に規定する風水害等の発生後3か月以内に、別に定める手続により学長に対し申請することによって行う。

(選考機関及び許可)

第14条 寄宿料の免除は、学生委員会による選考を経て、学長が許可する。

2 前項の選考に係る基準は、別に定める。

(許可の取消し等)

第15条 第6条第1項及び第2項の規定は、寄宿料免除の許可の取消し等について準用する。この場合において、これらの規定中「授業料」とあるのは「寄宿料」と読み替えるものとする。

(寄宿料免除の額)

第16条 寄宿料免除の額は、第12条に規定する風水害等の発生した日の属する月の翌月から起算して6か月の範囲内で、寄宿料の全額とする。

(特別な場合の寄宿料免除)

第17条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学生に係る未納の寄宿料の全額を免除する。

(1) 授業料の未納を理由として、学則第23条第3号又は第58条第3号に基づき除籍された場合

(2) 死亡又は長期にわたる行方不明により、学則第23条第5号又は第58条第5号に基づき除籍された場合

2 前項に定める寄宿料の免除に当たっては、対象者からの申請を要しない。

### 第4章 雑則

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、免除及び徴収猶予等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年10月3日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成18年5月26日から施行する。

2 この規程による改正後の第11条第1項の規程にかかわらず，平成18年度の新入学生に限り，第1学期の成績の上位者に対して，授業料の全額を免除するものとする。

附 則

1 この規程は，平成22年3月17日から施行し，同年4月1日から適用する。

2 この規程による改正後の国立大学法人筑波技術大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程第11条第1項の規定にかかわらず，学部の学生の平成22年度以前の入学者における取扱いについては，なお従前の例による。

附 則

この規程は，平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は，平成24年11月28日から施行し，同年4月1日から適用する。

2 この規程による国立大学法人筑波技術大学授業料等の免除及び徴収猶予取扱規程第13条及び第14条については平成25年4月1日から適用するものとする。

附 則

この規程は，平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は，平成28年2月15日から施行し，同年1月1日から適用する。

附 則

この規程は，令和2年1月22日から施行し，令和2年度に係る授業料及び寄宿料から適用する。